

商標権	判決年月日	令和6年11月11日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和6年(行ケ)第10028号		
「AWG治療」の文字を標準文字で表してなる本件商標は、引用商標と同一のものであり、本件商標の指定役務と引用商標の指定商品は類似するから、商標法4条1項11号に該当するとして、これらを非類似の商品・役務として商標登録無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例				

(事件類型) 審決(無効)取消事件 (結論) 請求認容
(関連条文) 商標法4条1項11号
(審決) 無効2023-890053

判 決 要 旨

1 本件は、本件商標が商標法4条1項11号に該当しないとして、商標登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

特許庁は、①本件商標と引用商標は外観上同一のものであり、称呼を共通にするが、②本件商標の指定役務中の「医療用機械器具の貸与」(本件指定役務・医療用機械器具の貸与)と、引用商標の指定商品中の「医療用機械器具(「歩行補助器・松葉づえ」を除く。)」(本件指定商品・医療用機械器具)は、製造・販売者及び提供者、用途、販売場所及び提供場所が異なり、需要者の範囲の一部において一致する場合があるとしても、一般的、恒常的な取引の実情を勘案して総合的に考慮すると、相違するものであるから、本件商標は商標法4条1項11号に該当しないとした(本件審決)。

2 本判決は、以下のとおり、本件指定役務・医療用機械器具の貸与と本件指定商品・医療用機械器具は、類似する商品・役務であると認められ、本件商標は商標法4条1項11号に該当するところ、これらを非類似とした本件審決の判断には誤りがあるとして、本件審決を取り消した。

(1) 商標法4条1項11号所定の商品と役務の類否は、それらの商品・役務に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一の営業主の製造・販売又は提供する商品・役務と取引者・需要者に誤認されるおそれがあると認められる関係にあるか否かにより判断すべきである。具体的には、商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われている実情の有無・程度、商品と役務の用途の共通性、商品の販売場所と役務の提供場所の同一性、商品と役務の需要者の重なり具合等を総合的に考慮し判断するのが相当である。

(2) 本件指定役務・医療用機械器具の貸与と、本件指定商品・医療用機械器具の製造・販売は、同一事業者によって行われている例が多数みられ、これらの用途は共通し、販売場所と提供場所は同一である場合が多く、需要者の範囲は実

質的に重なっている。このような取引の実情を踏まえると、本件指定役務・医療用機械器具の貸与と本件指定商品・医療用機械器具に同一の構成の商標を使用する場合には、同一の営業主の製造・販売又は提供する商品・役務と取引者・需要者に誤認されるおそれがあるというべきである。

- (3) 仮に本件商標の登録が有効なものだとすると、「AWG治療」の商標を医療用機械器具に付した上でこれを貸与する行為（当然に「引渡し」を包含する。）は、通常、本件商標に係る商標の使用と認めるのが自然であり、商標権の及ぶ範囲の重複・抵触が生じかねない。このようなことから、本件指定役務・医療用機械器具の貸与と本件指定商品・医療用機械器具とは、類似するものと判断するのが適切である。